

vol.53-02 (通算 599 号)

2023年5月号

やどかり

2023年5月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

生活保護基準引下げ違憲訴訟

さいたま地裁で勝訴 いのちのとりでを守ろう

生活保護基準引下げ違憲訴訟，旧優生保護法裁判，65歳問題の天海訴訟など，人権を守るための裁判が，全国各地で行われている。生活保護基準引下げ違憲訴訟は，私たち国民の生存権（憲法25条）の保障を巡る闘いである。やどかりの里では登録者の約4割が生活保護制度を利用して暮らしており，やどかりの里メンバーも原告となり闘ってきた。

2013年から3回に分け，生活保護基準の見直しを理由とした生活扶助費の大規模な引下げが行われた。パソコンなど普段あまり購入しない物の物価が下がったことを理由に，平均6.5%，最大で10%の生活扶助費が引下げられ，全体で670億円が削減された。

引下げにより「たまの楽しみだった映画鑑賞に行けなくなった」「電化製品が壊れても買い替えできない」「友人との会食を控えた」「風呂に入る回数を減らした」など，衣食住の質や文化的な営みを削らざるを得ない生活となった。その上，物価高騰の影響で，寒くてもエアコンの使用を諦めるなど，生活の圧迫は追い打ちをかけている。

この訴訟では，全国29か所の地裁に引下げ処分の取り消しと損害賠償を求めて1,000人余りの人が提訴した。さいたま地裁では，8年7か月の闘いを経て，2023年3月29日，勝訴判決が出された。全国で8例目の勝訴判決となった。4月20日現在，地裁判決は勝訴9例，敗訴10例となっている。

判決内容は，生活保護基準を引下げた行政

処分については取り消す，国家賠償請求については認めないというものだった。処分取り消しの理由は，生活保護世帯と所得の低い層を比較し，生活保護基準が上回っている「ゆがみ」を調整する際に，厚生労働省が調整幅を2分の1にしたという点。これが「生活保護基準が増幅されるべき場合の増額幅を半減させるものであって，格差を是正するというゆがみ調整の趣旨と相容れない」，「この処理を行ったことについて具体的な理由が示されたということもできないから厚生労働省の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとすべきである」（判決要旨より）とされた。一方で，厚生労働省独自の計算式で580億円ものデフレ調整をした点については国側の主張をそのまま認めるなど，全面勝訴とはならなかった。

今回の判決に対し，国は4月11日に東京高等裁判所へ控訴した。原告・弁護団も国家賠償を認めなかった点について控訴し，国家賠償を求めるとともに，デフレ調整を含む生活保護基準の引下げ処分の違法性を主張し，闘っていくと宣言している。

生活保護制度は，私たちのいのちを守るセーフティーネットである。この制度のあり方は，受給者だけでなく，国民全員にとっても重要な問題だ。国の判決次第で人々の命や人権が軽んじられることがあるのだと，私たちは問い続ける必要がある。（鈴木 裕貴）